

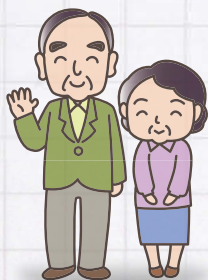
我が家の家計簿

ズバツと!

診断

マイホーム
購入検討中

親が資金を援助
税金がかかるって聞いたけど!?



現在、賃貸アパートで、家族3人で生活しています。
この度、夫の親から金銭的な援助をしてもらえる様になったので、新築戸建て住宅の購入を検討しています。
しかし、親からの援助額次第で、予算や自己負担も大きく変わってくるので、いくらか援助してもらおうか迷っています。

Q 資金援助の注意点を教えてください

A 期限付きの制度にご注意を!

親御さんからの資金援助があるということですが、「資金援助を受ければ贈与になる」ということは、あまりご存じではないかと思えます。
では、贈与税がかからないようにするためにどのようなすればよいのか、受け取り方や制度など、気を付けておきたいポイントをお伝えします。

まず、贈与には非課税枠があり、年間110万円までは贈与税がかかりません。よって、毎年110万円まで援助してもらう方法があります。今のところ、期限はありませんので、10年間援助してもらうと1100万円、20年間だと2200万円ということになります。

さらに、「住宅取得等資金の非課

マイホーム購入を検討中

門司区在住 Sさん家族
夫31歳(工場勤務)、妻32歳(専業主婦)、長女2歳

手取り年収		【現在の貯蓄額】	
夫	3,380,000円	預貯金残高	2,000,000円
妻	0円	計	2,000,000円
児童手当	180,000円		
計	3,560,000円		
月間支出			
家賃(共益費・駐車場込)	52,000円	【年間支出】	
雑費(日用品代等)	10,000円	自動車税(2台分)	41,700円
医療費	2,000円	自動車保険(2台分)	120,000円
食費	30,000円	自動車維持費(2台分)	25,000円
外食費	10,000円	火災保険	10,000円
水道光熱費	21,000円	冠婚葬祭費	50,000円
通信費(電話・ネット等)	18,000円	貯蓄	300,000円
家族娯楽費	10,000円	計	546,700円
交通費(ガソリン代)	15,000円		
お小遣い(夫)	30,000円		
お小遣い(妻)	10,000円		
生命保険(夫)	15,000円		
生命保険(妻)	5,000円		
こども共済	1,000円		
学資保険	5,000円		
計	234,000円		



ライフプランナー
新谷 隆道

プロフィール
1974年7月16日生まれ A型
外資系保険会社で約9年勤務後、現在は総合保険代理店に勤務。豊富な人脈から、全ての相談に即時対応出来る。独自の専門家スキームを組んでいる。温かな人柄で、常にお客様の立場に立ち、一緒に作り上げるライフプランニングにファンも多い。

総合保険代理店
(株)インシュアランスバンク
TEL:093-382-0081
メールアドレス: info@i-bank.jp

税制度」という特例制度があります。
具体的には、父母や祖父母などの直系尊属から「住宅購入のための資金」として贈与された場合に限り、平成26年度は「最高1000万円(省エネ等住宅の場合。それ以外の住宅は500万円)まで非課税」というお得な制度です。
この制度を利用することにより、110万円までだった非課税枠が、1110万円まで非課税となりますので、Sさんの場合、この制度を使うことをおすすめいたします。
ただし、この制度を利用するには、受贈者が20歳以上で、平成27年3月15日までに居住(見込み)することなど、一定の適用要件がありますので注意が必要です。
また、「住宅取得等資金の非課税制度」は、残念なことに平成26年末までの制度です。仮に来年、親御さんから1000万円の援助があった場合、約170万円贈与税を納める必要があります。この制度を利用するなら、親御さんとよく話し合って、決断を急いだ方がよいと思います。
さらに、「住宅取得等資金の非課税制度」は、相続発生時まで納税を猶予する「相続時精算課税制度」と組み合わせ使用することも可能です。
「相続時精算課税制度」と組み合わせ使用した場合、最高3500万円まで贈与税が非課税となりますが、将来、相続が発生した時に問題が起こる場合がありますので、詳しくは、税理士などの専門家に相談してください。
このように、「基礎控除額110万円」または「相続時精算課税制度2500万円」+「住宅取得等資金の非課税制度1000万円」または「500万円」まで非課税となります。
最後になりますが、これらの制度は、細かな適用要件がいくつもありますので、購入の際にハウスメーカーや、税理士などの専門家に相談しながら話を進めてください。